

環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）の国会承認に反対する会長声明

2016年（平成28年）11月4日
兵庫県弁護士会
会長 米田耕士

- 1 当会は、今臨時国会における議論状況では、国民はもとより、国会ですら環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement 以下「T P P」という。）の具体的な内容について、周知された上で活発な議論がなされている状況にはないので、T P Pの国会承認に反対する。
- 2 当会は、①T P P第9章において、規定されている I S D S条項（Investor-State Dispute Settlement 投資家対国家の紛争解決条項）は、憲法41条、憲法76条1項に実質的に反する疑いが極めて強いこと、②T P Pは、関税撤廃だけでなく、医療・教育・保険・環境・金融・法律等様々な分野における「非関税障壁」の撤廃を図るものであり、これらは我が国国民の生命・健康や財産等に重大な影響を及ぼすものであるから、T P P交渉にて締結された秘密保持契約は、国民の知る権利を侵害し、国会の条約承認権の趣旨を没却し、国民主権原理に反することなどを主たる理由に、2015年（平成27年）1月21日付で「国民的議論を経ないまま環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）を締結することに反対する会長声明」を発出している。
- 3 しかし、今臨時国会における議論状況では、上記会長声明で指摘した問題点は払拭できておらず、報道機関の世論調査においても、「今国会にこだわらず慎重に審議すべきだ」との回答が過半数を超えている状況である。
よって、当会は、今臨時国会でのT P Pの国会承認に反対する。

以上